

平成26年9月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	西山尚利
委員会開催日	平成26年9月25日(木)
所属委員	〔副委員長〕佐藤政隆 〔委員〕 本田仁一 紺野長人 勅使河原正之 石原信市郎 宮川えみ子 満山喜一 小桧山善継



西山尚利委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・4件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(9月25日(木))

宮川えみ子委員

しいたけ原木検査装置実用開発事業について、現在の状況と生産者からの要望に対する見通しについて聞く。

次に、水産研究拠点機能検討事業について、検討メンバーや検討内容などの詳細について説明願う。

林業振興課長

シイタケ原木については、林野庁がキノコ原木の安全基準として放射性セシウム濃度の指標値が50 Bq/kg未満の原木のみ流通してよいと指導している。これは、シイタケが原木の養分を吸収し、キノコとなる段階でセシウムが2倍の濃縮比率で生育していく知見に基づき、林野庁が設定したものである。

シイタケ生産者からは、その指標値を下回っている原木を供給してほしいと要望されており、シイタケ原木生産事業者は販売する段階で測定しなければならない。今までも100本に1本、1,000本に1本と抽出による安全性の検査をしてきたが、それではシイタケ生産者が思い切って購入できないとの要望があり、原木を全量測定できる機器の開発を進めていくために補正予算を計上した。

議決後、機器の開発について公募したい。

水産課長

水産研究拠点機能検討事業は平成17年度から実施しており、水産研究拠点のあり方についてこれまで内部検討を重ねてきた。震災を受け、24年度から水産研究拠点に関するプロジェクトチーム会議を水産課内で重ね、昨年度、本県の水産業を早期に復興させるための構想案を取りまとめた。

今年度はこの構想について国等の意見を聞きながら、さまざまな施策の実現に向けて作業する予定だったが、ことし3月には再生加速化交付金事業が決まり、さらにはイノベーション・コースト構想等による動きも加速しているため、県としても来年度に予定していた外部有識者からの意見聞き取りを前倒して実施することとした。補正内容は、この外部有識者からの意見聞き取りをもとに構想をまとめていくための経費である。

また、大学関係者、国の研究機関、漁業関係代表者等の外部有識者から意見を聴取する予定であり、内容としては水産

研究拠点の果たすべき役割、特に漁業を早期に復興させるための水産研究拠点が果たす役割等について検討することになっている。

宮川えみ子委員

シイタケ原木検査装置に係る開発の見通しはどうか。

また、水産研究拠点機能検討事業については、抽象的でよくわからない。再度説明願う。

林業振興課長

シイタケの検査機器については、9月補正議決後、測定時間や測定下限値などの条件を付して公募をかけ、年度内には機器として使えるように進めていく。

水産課長

構想検討の内容であるが、東日本大震災の影響を受けて本県水産業がどのようになっているか、さらには、こういった中で水産試験研究機関が震災前後にどのような役割を果たしてきたか、30年後の本県水産業が目指す姿を描きながら、試験研究の基本理念を構想の中でまとめている。

例えば、水産研究が果たすべき役割として、放射性物質の水産生物に与える影響の解明、水産資源の管理手法、地域水産資源の利用促進技術の確立等について、構想の中で検討している。これらの内容について、専門家から意見をもらいながら構想を固めていきたい。

宮川えみ子委員

シイタケ原木の検査機器は年度内に納品されるとのことだが、半年程度でできるのか。

林業振興課長

原木の放射性物質検査機器については、数社がある程度のレベルまで開発している。ただ、1本の測定時間が3～5分と相当時間がかかるので、放射性物質を検査する装置をある程度ふやす改良を進めている。

また、原木の生産事業者が計測を行えるような条件を付して募集する形になる。どの業者という特定はまだできていないが、形になるだけの素地はあると考えている。

佐藤政隆副委員長

関連して聞く。県産のシイタケ原木のみを測定するのか。

林業振興課長

県産材シイタケ原木について、50Bq/kg以下という林野庁の指標値を目指すとともに、シイタケ生産者に受け入れてもらえるシイタケ原木を生産するための機器開発である。

佐藤政隆副委員長

機械等は、どこに置いてどこで検査するのか。

また、県産原木に不安があり、県産原木を使わずに他県産原木を使用していたが、その辺の調整はどのようになっているのか。

林業振興課長

現在、検査機器のプログラムでは1cm³当たりのベクレル数は計測できるが、それを1kg当たりのベクレル計測数に置きかえるためには、ある程度、原木を通した試験を積み上げ、その変換係数を求めてプログラムをつくっていく必要がある。そのデータ積み上げにある程度の時間を要すると考えている。その換算係数がきちんとできた暁には、本県の原木が安全である印を1本ずつ印字するのか、データを添付するのかという議論は別にしなければならないが、1本1本のベクレル数をオープンにしながらい県内産の安全な原木流通に努めていく。

検査機器の設置場所については、どこでどれだけの原木がこの秋につくられるのかも含めて、生産者団体と相談しながらメーカーの公募とあわせて検討していきたい。

また、他県産原木との調整については、完全に安全なものがつくられることになれば県産原木を広めていきたいと考え

ているが、現時点ではどのような結果になるかわからないので、測定結果によって調整していく予定である。

佐藤政隆副委員長

本県産原木のみを測定し、他県産原木を購入しても他県産原木は安全だから測定しないという理解でよいか。

林業振興課長

本県産の原木1本1本が、基準値以下であり安全であることを確認し流通させるために測定していかなければならないと考えている。他県産原木は少なくとも本県に入ってくるまでに安全であることが確認されていると考えているので、本県産原木を被災前のように流通させていくために測定機器の開発に取り組んでいきたい。

佐藤政隆副委員長

安全が確認された本県産の原木に植菌して生産されたシイタケについても、測定するのか。

林業振興課長

食品衛生法に基づく放射性物質のモニタリング検査では、発生したキノコの出荷前の安全確認を求められているので、原木からの移行係数上、100Bq/kgを下回ると想定されたとしても、改めてキノコのモニタリングはしなければならないと考えている。

佐藤政隆副委員長

本県産原木を使用してつくるキノコと他県産原木を使用してつくるキノコは区別して生産しなければならないのか。

林業振興課長

林野庁の補助事業を使い他県から移入された原木についても、移入のための掛かり増し経費等を補助施策で支援しており、どの生産者にどこの原木が入っているのかを把握している。さらに、資材検査として発生前のほだ木の抽出検査、さらには発生操作に移る前の菌が回ったほだ木についても抽出検査による安全確認を実施している。なおかつ、発生したキノコも抽出検査によりロット単位、産地単位で検査を行っており、生産者に安心して原木を購入してもらうとともに、消費者にも安心して購入してもらえる体制となっている。

佐藤政隆副委員長

生産者が原木に植菌するときには、本県産の原木も含めて産地別に管理しなければならないのか。

林業振興課長

委員指摘のとおり、生産者には手間をかけるが、産地別、ロット別で原木の管理をしてもらっている。その中でサンプリングしながら、それぞれの段階で安全性を確認し、消費者に安全なキノコが届くような検査体制を確立している。

宮川えみ子委員

議案第31号の工事請負契約について聞く。

この工事の工期は2年半であるが、工期設定に当たり、何か縛りはあるのか。極端なことを言えば、10年でも構わないのか。

農村基盤整備課長

通常、工事については単年度決算であるが、当該工事は債務負担行為により平成27～28年度の枠も認められているため、連続して工事ができるよう28年度末までを工期としている。

宮川えみ子委員

債務負担行為は10年という長期間でも問題ないのか。

部参事兼農林総務課長

事業の目的、必要性等を踏まえて債務負担行為を設定する。債務負担行為の期間を限度として工期を設定することは可能である。

西山尚利委員長

10年という長期間でも問題ないのかとの質問である。

部参事兼農林総務課長

問題ない。

宮川えみ子委員

本県だけでなく全国的にも米価について問題となっているが、県内でも地域によりJAの概算金が大分違うようである。

また、過去最低の金額となっているようであるが、地域によって米の食味に差があるとしても、余りにも違いがあり過ぎるのではないか。風評も大きいと思うが、どのように考えているか。

農産物流通課長

平成26年産米の概算金は地域、品種によってばらつきはあるが、前年度と比較して6～7割程度になっている。

会津のコシヒカリについては、25年産1万2,100円が26年産1万円、25年比で82.6%という状況である。浜通りのコシヒカリは25年産1万1,100円が26年産6,900円、25年比で62.2%である。

全国的な需要と供給のバランスの問題に加え、本県の場合は、浜通り、中通りについてはまだ風評の影響があり、非常に売りづらいことを加味した価格設定がされたのではないかと考えている。

水田畑作課長

過去最低の価格ではないかとの話があったが、需給調整のバランスという観点から説明する。直近では平成22年が低価格の年であった。価格は在庫量とその年の生産見通し、つまり作況と関係がある。

ことしの概算金については、会津のコシヒカリ1万円、ひとめぼれ8,000円は22年と同価格である。中通り、浜通りの概算金については、22年より低く、金額については農産物流通課長説明のとおりである。

過去最低という意味では委員指摘のとおりだが、要因の一つは23年以降、全国的に豊作が続いており、作況がよかったことがある。また、22年から比べても消費量が少しずつ減少している影響があり、結果的に在庫量がふえてきている。

25年産米の6月末在庫量は222万tであるが、6月末の適正在庫量は200万t程度と言われており、22万tの過剰在庫の状態である。さらに、この22万tの過剰在庫のほかに、25年産を米穀機構が主食用以外の用途として買い上げた35万tが別にあり、23～25年産米の影響も含めて在庫が大分積み上がっている。

国からは、26年産についての作付面積、作況が発表されていないが、どうやら豊作が見込まれるとのことで現在のような価格になっていると考えている。

宮川えみ子委員

米価の問題については、県としても国へ要望するなどしているようだが、農家は余りにも急激な下落に困惑し大変な状況である。過剰米の市場隔離は行っているようだが、JAへの申し入れや直接支払交付金の廃止に向けた激変緩和策等も含め、県としての対応と考え方について聞く。

水田畑作課長

米価下落に対する県の対策と考え方であるが、平成26年産米の対策と27年産米以降の対策とに分かれると思う。

26年産米の対策については、県では国に対し、先週の19日金曜日に北海道東北地方知事会を通じて、主食用米の需給バランスを改善するために過剰となっている主食用米を市場から隔離してほしいという内容の要望を緊急に行った。

経営所得安定対策としての米の直接支払交付金については、昨年の1万5,000円/10aから7,500円/10aになったが、米価が下落した場合にはナラシ対策がある。このナラシ対策で一定程度、農業者の所得は確保できるのではないかと考えている。26年産米に限っては、ナラシ対策移行のための円滑化対策が実施されている。ナラシ対策は認定農業者等が加入できる制度であるが、このナラシ対策に加入できない農業者に対しては円滑化対策の中で国がナラシ対策として交付するものの半分を交付する対策が実施される。こういった取り組みで一定程度の補填金の交付が期待できると考える。いずれにしても最初に述べたとおり、国に対して需給バランスをとるよう過剰米の市場隔離を要望している段階である。

宮川えみ子委員

市場や国土保全の問題もあるが、災害が多い世の中になってきており、荒れる田んぼがこれ以上ふえたら大変である。

地方の時代などと言われているが、これでは地方の時代に逆行しており、国政の対応として矛盾していると思う。もっと需給調整を本格的に行うことはもちろんだが、さまざまな施策が追いついていないので、県として言うべきことをしっかり国に言って、対応策がもっと前進するように動いていかなければならない。何か意見はあるか。

水田畑作課長

平成27年産以降の米価回復に向けた委員の指摘であるが、主食用米の需給バランスをとっていくためには、27年産米の生産数量目標を相当低く抑えていくことになると思う。ここは、あえて県が国に言うべきことではないが、そういう状況になるのではないかと思う。需給バランスをとる観点から、県としても飼料用米等の非主食用米への誘導を図りながら米の計画生産を進めていくことが重要であると認識している。

宮川えみ子委員

部長説明の中でひょう被害に触れていたが、会津地方における台風の影響による不稔障害が問題になったが、大丈夫だったのか。

農業振興課長

稲の出穂期に風雨にあつて、もみが褐変した症状の件かと思うが、多かれ少なかれ毎年発生する症状である。ことしは稲の出穂期に台風が日本海側を通過したことと雨が長く続いたことにより、一部の地域では例年より発生が多かった。状況については、現地事務所と一緒に調査しながら推移を見守ってきたが、現時点で作柄に大きな影響が出るほどの被害は出ていないことを確認している。喜多方方部においては、80筆ほど被害の申告が出ているが、農業共済組合の評価によると収量には影響がないとのことであり、現時点では大きな影響はないと考えている。

石原信市郎委員

本会議において円谷議員の質問に対して、農業短期大学校にも一般の長期研修者を受け入れることを検討していくとの答弁があったが、検討状況について聞く。

農業担い手課長

農業短期大学校においては、現在も短期研修として新規就農者や女性農業者を対象とした研修、農産加工の研修等、それぞれコースを設定し実施している。現在は、就農を前提に先進農家や教育機関で研修すると最長2年間にわたって年間150万円が支給される国の青年就農給付金の準備型という制度の対象となるように長期研修のカリキュラムについて検討している。

今、短大で行っているのは短期研修のみで、年に4回、各3日間程度の研修を行う内容になっているが、給付金制度の対象となる長期研修になるように、稲作であれば育苗から刈り取りまでを体験させるなど、研修の内容について検討しているところである。

石原信市郎委員

2年間で150万円交付される国からの交付金を活用していくとのことだが、これまでの各種研修実績を踏まえながら研修人数等を決めていくと思う。例えば、夫婦での参加が可能であるなど人数等の詳細は決まっているのか。

農業担い手課長

まだ検討段階であり、具体的な人数等については決まっていない。

石原信市郎委員

これからどんどんIターンをふやしてほしいので、頑張してほしい。

米価の問題を中心に風評被害の話も出ていたが、米に限らず、本県産農産物はどの程度、県内の学校給食に使用されているのか。

農産物流通課長

学校給食における県産品の利用状況であるが、教育庁で調査しており、前期・後期と5日間の給食で出された品目の中で県産品がどのくらいの割合を占めるのか調査している。平成25年の結果を見ると、合計で19.1%である。震災前は

36.1%であり、かなり落ち込んでいることがわかる。米については、県産米を使用していない市町村は5市町ある。

石原信市郎委員

私も含めて議員の中には、震災・原発事故当時は安全性が確認されるまでは学校給食等に使うのは時期尚早であると言ってきたが、今は米であれば全量全袋検査が実施されているほか、野菜、果樹等についても安全性が確認されており、私も本県産は安全であると自信を持って話している。震災前の36.1%という数字も若干低いのではないかと思うが、震災後は19.1%という状況である。農林水産部としても、ふやす努力をしていかなければならないと思うが、学校給食会や各市町村に対する働きかけはどのように行っているのか。

農産物流通課長

学校給食の利用率向上に向けては教育庁と連携し取り組んでいる。教育庁は保護者の理解促進に向けて生産者を交えた協議会等を開催するとともに、実際に給食を食べてもらう試食会を開催するなどの取り組みをしている。それを踏まえた上で、当部では県産材の利用促進を図るために、136校、約3万人の生徒に対し、生徒一人当たり500円を上限に、給食で新たに県産品を使用する、また回数をふやすなどした場合に助成している。

石原信市郎委員

たまたまだとは思いますが、3年連続で作況がよかったこともあり、米価が下落し、農家が非常に困っている。このままいけば、今回のことで離農してしまう方も多くなるのではないかと危惧される。あらゆる手段を講じて県産農産物の利用向上を図ってほしい。福島を好きになってもらって福島に住み続ける子供を多くしていくためにも県産農産物をできるだけ学校給食で利用し、食育として進めてほしい。

次に、被災3県における水産業の従事者が4割減少しているとの新聞報道があった。本県における状況はどうか。

水産課長

先日公表された2013年漁業センサスの結果であるが、個人経営体は年間30日以上漁業を営んだ方、もしくは会社の経営体がカウントされている。本県においては承知のとおり、試験操業であるので年間30日以上漁業を営んだという形になっていない。沖合漁業において本県では、大中型のまき網、サンマ、マグロの会社経営体が12経営体、試験操業を実施した会社経営体が沖合底引きで2経営体あり、これらの経営体のみがカウントされているところである。したがって、本県の漁業者が著しく減少したように見えるが、実態としては自粛している漁業者が多いということである。

石原信市郎委員

再度確認するが、汚染水問題も含めた本県の実情を踏まえての自粛であり、今後再操業する可能性は高いと考えてよいのか。

水産課長

これまでも試験操業の拡大ということで、本操業に向けた取り組みが進められている。例えば、漁船の回復状況から見ても震災直後には稼働可能隻数が413隻であったが、その後、漁業者の自主復旧、共同利用漁船等復旧支援対策事業により、ことし8月末現在で732隻まで回復している。震災前の登録漁船数が1,173隻であるが、このうち実際に稼働していたのは900隻程度と思われる。そのため、約80%程度は漁船が回復されているため、漁業者の操業意欲は十分にあると考えている。

石原信市郎委員

風評被害を払拭して県内の農産物利用を高めていく方法はいろいろあるかと思うが、食品加工メーカー等とのやりとりは現在どのような状況か。

農産物流通課長

食品産業に対する風評対策については、6次産業化推進を大きな柱として取り組んでおり、生産者、農業者と連携し、ソフト面の支援、マーケティング支援、ハード整備などに取り組んでいる。ここ数年で400アイテムの6次化商品が生まれているが、ヒットするような商品がなかなか出てこない。売れる6次化産品を目指して、さまざまな専門家の派遣によ

る支援、テストマーケティングによる支援などを充実させていきたい。

石原信市郎委員

6次化の推進と6次化商品の販売促進面での県産農産物の利用はわかったが、そのほかにも大手の食品加工メーカーがたくさんあると思う。そういった会社に対して県産品の売り込みをしていくことも手法の一つかと思うが、どのように考えるか。

農産物流通課長

食品メーカーに対する原材料の供給という意味での働きかけだと思うが、6次化推進の中でふくしま・地域産業6次化地方ネットワークを組織している。ネットワークには、食品メーカー、加工メーカーにも参加してもらっており、情報共有を図りながら新たな商品を開発する取り組みをしている。

また、視点が違うかもしれないが、製造業等の社員食堂向けに県産農産物を食材として利用してもらい取り組みをしており、現在、11社、約4,000人の従業員に対し支援を行っている。さらには、三春町に立地している大手自動車部品メーカーにおいて、10日間にわたり県産食材を利用したメニューを食堂で提供する「ふくしまフェア」を開催する予定である。関連会社17社、従業員約5万人に対し、1日当たり4,000食を10日間、4万食の材料となる県産農産物の提供に向けて調整している。

ほかにもさまざまな機会を捉えて県産農産物の利用拡大に向けた取り組みをしていきたい。

石原信市郎委員

業務多忙な中ではあると思うが、少しでも多くの県産農産物が活用されるよう取り組んでほしい。

6次化地方ネットワークでのやりとりであるが、震災前と比べて本県産農産物に対する評価はどのようになっているか。

農産物流通課長

原発事故以降、本県農産物の取扱量は減少したが、そうした中においても本県産の野菜は品質が高いとの評価を得ている。最近の例では、果物の取扱最大手である日本橋千疋屋総本店において、伊達産のブドウを取り扱ってもらうことが決まっている。震災以前から関心を寄せてもらっており、震災以降は応援という形で取り扱ってもらっていたが、今後はギフト商品として定番化を図る予定とのことである。

本県産農産物について適正な評価をしてくれる企業もあれば、原発事故後は消費者に対する説明がなかなか容易ではないために取り扱いを控え、様子を見ている企業もある。ただ、総じて安全・安心に対する取り組みについての理解が進んでおり、市場関係者はもちろん、流通関係者においても本県産農産物の取り扱いについて前向きに対応してもらえる状況になってきている。

宮川えみ子委員

あんぼ柿については、昨年、検査しながら3年ぶりの出荷となったが、事故前と比べて栽培面積や販売状況はどのように変化したのか。

また、来年の体制について聞く。

園芸課長

あんぼ柿の出荷は2年間自粛していたが、昨年モデル地区を選定し、安全なところで原料生産を行うとともに非破壊式検査機器により全量検査を行い、出口の検査体制を整え再開することができた。

取り組んだ農家数は580戸であり、震災前の1,070戸から比べ約半分の方々が取り組んだことになる。面積は把握していないが、数量的には200tの出荷があり、震災前の14%程度である。販売額については、販売ルートによって異なると思うが、震災前と同じ1kg当たり1,500円程度で売られていたと思う。検査により省かれた商品以外は全て売れたと考えている。

昨年度は伊達管内で23地区をモデル地区として設定したが、今年度は地区を再設定し61地区まで拡大できる見込みであり、おのずと生産者数や出荷数が増加すると思われる。

また、検査機器については昨年度12台整備したが、今年度は10台の増設を予定しており、11月には増設できる見込みである。

来年については、加工できる地区や生産者の数もふえてくると思うので、しっかりと対応できるよう準備を進めていきたい。

宮川えみ子委員

農家の意欲の問題については大丈夫か。

園芸課長

再開された多くの方々には喜んでおり、意欲も十分あると考えている。県にも生産農家、出荷団体の方々からさまざまな要望が出されている。

宮川えみ子委員

水産業における非破壊型検査機器の開発状況について聞く。

先日、宮城県を訪問した際にベルトコンベヤー式の検査機器による検査が行われていた。漁協関係者に聞いたところによると、本県で導入するには課題がさまざまあり厳しいのではないかとのことであったが、現在の状況について説明願う。

水産課長

水産物に対応した非破壊型検査機器についてであるが、これまで13業者が開発に取り組んできた。委員指摘のとおり、県漁連では50Bq/kgという他県より厳しい出荷基準を設けており、現在のところ、この基準を満たす検査機器が開発されていない状況である。

現在、相馬双葉漁協において、ベルトコンベヤー型の市販の検査機器を用いた試験が開始されようとしている。さまざまな魚種で非破壊型検査機器を通した際に、実際の筋肉の値と比較することで係数化ができないかメーカーが検討を進めている。ただ、承知のとおり、水産物の流通形態は大変多様化しており、鮮度の保持も不可欠である。米やあんぼ柿の全量全袋検査のように品目が特定されていれば機器の開発も十分可能であるが、今はどのような魚種が非破壊型検査機器に対応できるのか検討している状況である。

宮川えみ子委員

先ほど、シイタケ原木生産再開につながる事業について説明があったが、ハウスで栽培している方々からハウスそのものの賠償が進んでいないとの話を聞いたが、どのような状況か。

林業振興課長

露地栽培のシイタケ栽培者が放射性物質の影響を避けるため、施設内でのほだ木づくりを始める目的で準備したビニールハウスの賠償についてだが、東京電力(株)の担当者には早急に賠償に対する方向性を示すよう申し入れを行っている。しかし、東京電力(株)からは、本社と協議するとの回答に終わっているところであり、県としても生産者団体と協力しながら、機会あるごとに早急に回答するよう申し入れを行っていきたい。

宮川えみ子委員

生産者も大変な状況なので、県としても引き続きよろしく願う。

次に、会津美里町が国有林に無許可で林道をつくったとの報道があったが、それについての経過、県の監視機能が働かなかった理由、今後の対応について聞く。

森林保全課長

会津美里町の作業道に関しては、当初計画では民有地を通行することになっていたが、現地は比較的平坦な尾根であったため境界がわかりづらい状況で、国有保安林に入ってしまったとのことであった。現地における境がわかりづらかったということで、錯誤であったと考えている。

国の対応としては、作業道をつくってしまった土地を貸し付ける手続を進めている。県としては土地の形質変更については、知事の許可が必要となっているので、国有林の貸付面積が確定した後に改めて作業許可の申請を会津美里町から出

してもらい、かつ、行政指導ということで始末書を作成してもらい流れになる。来週に国有林の現地を確認し、場所と面積を確定させると聞いている。

宮川えみ子委員

今後、このような事例を防ぐための対策は考えているか。

森林保全課長

今回の場合は、土地の境界がわかりづらかったことが原因であるが、保安林で作業を行う場合にはGPSなどで位置を確認しながら行うよう、申請があった時点で指導し、その上で許可していきたい。

紺野長人委員

米価と農家保護についてである。備蓄米や過剰米を市場から隔離したとしても、平年並みの作況指数が続けば、結局泥沼に陥ることは明らかであり、そのような政策ではだめである。仮に、都道府県が独自に支援策を設けたとしても、都道府県ごとの補助金合戦のような形になり、これも本来の農政からずれていく。生産調整と価格補償、収入補償を車の両輪としてやっていかなければ日本の米農家もたなくなるのは明らかである。県としても全国知事会と力を合わせて国にしっかり述べていくことが大事である。その辺の考え方について聞く。

2つ目は、テレビで報道されていたが、県内のある町で子牛が1頭生まれると10万円の祝い金が出るということであった。一見するとよい制度のように思えるが、果たしてこの事業が過剰になったときに他産地との公正な取引、競争がされるか疑問である。県としては、祝い金なので口出しはできないと思うが、何かしらの対応はできないものか。

3つ目は学校給食の問題である。小中学生時代は味覚を覚えるのに非常に重要な年代である。その年代においしい味を覚えさせることは、将来にわたって米農家を守るためにも重要な施策である。現在、学校給食の民間委託が進んでおり、材料の発注を受注業者が行う契約内容であれば、民間業者は見積もりや入札の中で、県産農産物以外の材料を求めてしまうことになるのではないかと。より利益の上がる安い他県産農産物を納入されてしまうと、県の施策と逆の方向に進んでいく。そのため、教育庁と十分連携して、契約の中に地産地消の考え方を盛り込むよう依頼するなどの対策が必要になってくるかと思うが、どのように考えるか。

水田畑作課長

米の需給調整についてであるが、まさに食糧法の考え方であり、主食用米の需給安定を図る必要がある。平年並みの作況指数が続けば、過剰米が続くのではないかと指摘であったが、年々、主食用米の生産目標数量は下がっている。これは、消費量の減少に伴ってのことであるが、どのくらい下がっているかということ、面積ベースで平成22年は153万8,000haが目標面積であったが、26年は145万haであり、8万8,000ha削減されている。国においては食糧法に基づいて毎年基本方針を出しており、消費量と在庫量を加味して翌年度の生産量をどのくらいにすればよいのか検討して目標を決めている。全部計画どおりであれば、需給バランスがとれていくことになるが、先ほど述べたように、消費量が若干減少したり、作況がよかったりすると需給バランスが崩れてしまうことになる。

畜産課長

子牛の祝い金についてであるが、震災以降、肉用牛の頭数が大幅に減少している。震災前は7万4,000頭だった肉用牛が、ことしは5万4,000頭と2万頭減少しており、この流れはなかなか回復せず厳しい状況である。

肉用牛の再生を図るには、とにかく牛を増頭することであり、県としてもさまざまな対策を打ち出している。国や県でも増頭奨励金や家畜導入の際の補助金等に取り組んでおり、JA等でも独自に取り組むところもある。頭数を確保していくことが喫緊の課題であり、各地でさまざまな取り組みが行われている状況にある。

農産物流通課長

学校給食についてであるが、児童生徒の望ましい食生活の形成、郷土愛を育むためにも食育は非常に重要な視点である。

教育庁事業の中では、給食のメニューをつくる栄養教諭、調理師を対象とした地場産品の活用促進研修会を実施している。また、学校給食関係者、協同調理場の責任者を集めた地場産品の活用勉強会をつくっており、そこに生産者や集荷団

体、農林水産部も参加し話をしている。これらの研修会・勉強会を通して、安全・安心な地場農産物の活用促進、食育への視点を踏まえた取り組みを推進していく。

紺野長人委員

学校給食についてであるが、民間委託になったとしても契約や指導方法によっては県産農産物を活用するようにはできるのか。委託業者が採算性に合わせて自由に材料を購入するのではなくて、契約等である程度縛ることは可能なのか。

農産物流通課長

契約の問題であり、民民の問題であるので、そこまで入り込めるかどうかはわからない。ただ、食育の観点、安全・安心な県産農産物の利用ということを理解してもらった上で活用を考えてもらうことは可能だと思うが、契約において縛ることは難しいのではないかと思う。今後勉強していきたい。

佐藤政隆副委員長

米価については、さまざま質疑が出ていたので、これ以上は聞かないが、国の政策の中で作況指数や在庫米等で農家が疲弊していることは十分わかっていることだと思う。来年度以降も作付についてはかなり厳しい状況が続くことは容易に想像がつく。それを踏まえながら県として、農家に対して米の作付意欲、生産意欲をどのように醸成していくのか。来年度に向けた情報を発信していく時期だと思うが、どのように考えるか。

水田畑作課長

来年の生産数量目標は下がらざるを得ないと思っている。それについて、県としてどのようにしていくかということ、これまで麦・大豆、ソバ等の転作作物について、県も国も相当補助を行い生産者も多額の投資をしてきた。それらの投資された麦・大豆、ソバ等の施設や機械を持っている方々には今後とも継続して生産してもらうことが1つ目の対策である。

2つ目は主食用米であるが、本県はコシヒカリとひとめぼれの良食味米を一定量生産できる全国でも唯一の県であると思っている。そういった強みを生かし、食味の向上を図っていくメッセージが必要であると考えている。

3つ目は需給調整であるが、主食用米がつかれない分はどうするかというと、本会議でも答弁したが、飼料用米等の非主食用米の生産を促していく。経営所得安定対策の中では、10a当たりの数量払いで最大10万5,000円が出る。さらに専用品種を使えば1万2,000円/10aの産地交付金がつく。また、わらを畜産農家に供給すれば、耕畜連携ということでもさらに1万3,000円/10aの助成金が出る制度もある。これらの非主食用米への誘導制度を最大限活用しながら生産を誘導していきたい。

これらの対策をメッセージとしてどのように発信していくかについては、県と関係機関で組織している福島県水田農業産地づくり対策等推進会議としてチラシや参考資料を配付するなどして啓発・普及活動に努めていきたい。

農業経済課長

金融面での支援策であるが、概算金支払いは11月ごろになるが、実際の販売代金の精算と交付金の支払いは来年の6月以降になるため、その間の運転資金及び再生産のための資金が不足することが懸念される。そのため、県単の農家経営安定資金の中に米価下落対策に係るメニューを加え、早急に対応したい。

また、農家経営安定資金は通常0.9%の利率であるが、農協団体と連携し、無利子での融資について検討している。

佐藤政隆副委員長

農家の経営は複合経営で成り立っている方と私のように勤めながら農業を営む方がいる。これからの農業は給料まで注ぎ込んで行く時代ではなく、そういうことを各農家にしっかり説明し、無理な場合はだめだとはっきり言わなければならない。大きなくくりの中で農家の収入全体を底上げしていくにはどうすればよいのかということについて、個別に説明していかなければならないのではないかと。今までは給料から補填していたが、説明にあったようなさまざまな制度を利用しながら複合経営を行い、農家の経営を強化していかなければならない。その辺について、各農家にもっと丁寧に説明してほしい。これは要望である。

次に米の売り先についてだが、個人で顧客を持っている方々は一生懸命、米を売っている。困るのはJAの概算金に連

動して米価が下がる人たちである。売り先は確保しているが、相対の収入として減少してしまう。今まで、県も我々もそうだが、JA頼みでやってきたのが一番悪かったと思う。JAに全て任せ、売れなかったときは在庫量がふえ、翌年度の概算金に影響するという悪循環が繰り返されてしまっている。私はJAが一生懸命販売していないからではないかと思っているが、この辺について、どのように考えるか。

水田畑作課長

大変難しいテーマである。販売の部分については、委員指摘のとおり、どうしてもJAが主体となっていることは事実である。本県の特徴としては、他県と違い民間の集荷業者の割合が高く、最近では個人で販売している農家も相当数いる。先々のことを考えると売り先を持っていることは何ととっても強い。

県としても今までの施策の打ち出しの中では6次化、加工まではできなくても、自分でつくったものを自分で売っていく方向は出てきたところである。今後、明確にこうしていくという答えは出ないが、販売面については今後も需要先をしっかりと確保していくことが一番大事であると考えている。

佐藤政隆副委員長

大変な状況になってくることは明白であるので、販売のプラットフォームのようなものをつくり、各農家がそこを通せば売り先が探せるような仕組みをつくるなど、JA一辺倒ではなく、もう少し多角的に取り組んでほしい。

次に、先ほどから学校給食の話題が出ているが、資料を見たところ、学校給食における地場産品の使用割合については、平成24年度は19.1%になっている。ただ、学校給食において県産米を利用している市町村の割合は84.5%から91.4%に上昇している。また、別指標で地元産の食材を積極的に使用していると回答した県民の割合は60.8%から56.9%に下がっている。福島県民が自分たちで自分たちの農産物を消費できない傾向になっていることは懸念される状況であるが、どのように考えるか。

農産物流通課長

県民の県産品の使用割合であるが、風評払拭対策としても地産地消の推進は大きな柱の一つと考えている。震災以降、県内のスーパー等において行う旬を捉えた農産物PRの際には、実際に味わってもらうことも重要であるので、試食を伴うイベントを数多く展開している。本庁分のほかに各農林事務所単位でも年3回程度、事業を実施しているので、県内で年間30回程度の店頭イベントを展開している。

イベント等により、県内における安全性についての理解促進も大分図られてきているので、震災前に食べていたおいしさをまた味わってもらうためにも試食を伴うイベントを数多く実施し、その中で地産地消の推進を図っていきたい。

佐藤政隆副委員長

首都圏や関西圏も大事ではあるが、それ以上に県内の意識を県産品を食べようという意識に持っていくことが重要である。県民が食べないことが逆の方向に作用することもあり、県民が県産品を食べる気持ちを醸成していくことが首都圏、関西圏の販路開拓につながっていくと思うので、よろしく願う。

次に、学校給食で県産米を利用している市町村の使用割合は高いが、にもかかわらず米の消費量は減少し、食べられていないということか。

農産物流通課長

学校給食の品目別で見ると、穀類の利用率が一番高い。それはやはり、米飯給食が週2〜3回実施されていることが大きく影響している。

環境保全農業課長

農林水産部においては当課で食育を担当している。今年度から保健福祉部の健康増進課及び教育庁の健康教育課と連携し、地域における食育の進め方について役割分担をしながら進めている。当部では学校に食育のサポーター、伝統食などの食にまつわる知識を持った方々を派遣して、県産品の勉強をしてもらう取り組みを行っている。もちろん、放射性物質に係る勉強もしてもらう。また、体験交流を企画するスーパー等に事業を委託して、食の体験交流を行い、県産品のよさ

を認識して広めていく事業を展開している。食育については非常に重要だと思っており、地産地消を進める上でも重要なポイントだと思うので、今後とも強力に進めていきたい。

佐藤政隆副委員長

少しでも需給バランスを改善していくためには、我々も含めて県民が県産農産物を積極的に食べていかなければならないと思うので、よろしく願う。

次に、県の家畜市場に係る工事の状況等について説明願う。

畜産課長

家畜市場は建設後30年が経過し、改修整備工事を実施しており、今年度末に完成する予定である。現在の家畜市場は全農系と単協系で使用しており、多くの家畜がスムーズに入れるようになると思う。工事も順調に進んでおり、年度内には完成する見込みである。

佐藤政隆副委員長

家畜市場の所有形態、運営形態についても説明願う。

畜産課長

家畜市場については、建物は公益社団法人畜産振興協会が所有し、市場開設者である全農及び県酪農協が運営している。

佐藤政隆副委員長

家畜市場の土地は県有地だと理解しているが、それでよいか。

畜産課長

土地は県の所有である。

佐藤政隆副委員長

家畜市場が本宮市に一本化され、駐車場も含め狭いのではないかとこの地元からの要望もあると思う。

もともとは全国和牛能力共進会の会場とするために県が求めた土地であり、そこに畜産振興協会が建物を建てて全農が市場を開催している状況であるが、駐車場等については、県は何も介入していない。家畜市場の土地がもともと県の土地であるならば、駐車場の用地についても県が求めて、市場開設者に貸すことはできないのか。

畜産課長

家畜市場の改修については、昨年度から畜産振興協会、全農、県酪農協、県がメンバーとなり、今後どのようにしていくのか検討会を開催し、話し合いを行ってきた。その際、駐車場については、場内で駐車スペースを何とか確保していくと検討してきた。市場開設者である全農では駐車スペースを借りる方向で進めている。

県としては、畜産振興協会と全農の間に入り、駐車スペースについても協議するよう求めているところであり、全農については土地確保に向け動いているところである。

佐藤政隆副委員長

全農では場所の確保までは進んでいないとのことだった。県と協議中と聞いていたが、違うのか。

畜産課長

来年の開設までに全農が場所を確保し、費用負担についても検討すると聞いている。県に対して駐車場確保に係る具体的な要請は今のところない。

佐藤政隆副委員長

先日、全農畜産部の方々と話をした際には駐車場の話までには至っていないとのことであった。全農がやるかどうか、全農本部と協議しないうちには土地取得も含めて先に進めないため、県との協議もまだ進んでいない状況とのことだった。

駐車場については、この時期にしっかり交渉していかないと、年度末に完成し、来春に市場開設した際に駐車場が足りず近隣に迷惑をかけることになっては困る。土地取得に当たっては、農地転用等になるとかなり期間を要するためミットがあると思うので、互いの思い込みで動かずに文書を交わし、しっかりと意思疎通を図りながら協議を進めてほしい。

県が用地を求めたとしても賃料は入ってくる。目的がない土地購入ではなく、家畜市場の駐車場として利用するための土地購入であり、使用目的は明確であると思うが、再度見解を聞く。

畜産課長

全農の状況については随時確認しているが、委員指摘のとおり、全農本部と調整している段階であると我々も聞いている。

畜産振興協会とも打ち合わせを行っており、全農が土地取得あるいは土地の賃借をし、来年度に向けて進める考えと聞いている。

県としても時間がないことは重々承知しているので、全農、畜産振興協会との調整について全力を挙げていきたい。

西山尚利委員長

先ほど、宮川委員から水産物の非破壊式検査機器の開発について質問があった。これに関連するが、委員会で4月に県内調査を実施した際に相馬双葉漁協の組合長から「これから本格操業に向かって進めていくに当たり、人員も含めて現在の検査体制ではやっていけない」との話があった。調査後、今後の対応について水産課に申し入れしていたが、その後の動きについて説明を求める。

水産課長

4月に行われた県内調査の際に相馬双葉漁協の組合長から要望のあった検査体制の充実についてであるが、まずは要望の背景について説明する。

漁協では試験操業を行っているが、漁獲物については、1魚種1検体以上の自主検査を実施した上で出荷している。自主検査については、漁協の販売担当職員が担当しているが、操業が再開された暁には本来の業務に従事することが想定されるため、本格操業再開後には人手不足になることが予想されており、検査体制の強化についての支援を求められたものである。

この件については、5月15日に行った部独自の国への要望・提案活動、6月11日に実施した農林水産業の復興に向けた国への提案・要望の中に本県水産物の風評対策の取り組み強化を盛り込み、農林水産省、水産庁、復興庁の国関係機関に検査機器の充実や専門員の配置について要望を行っている。また、相馬双葉漁協の新しい市場が来年9月ごろに完成する予定である。それを漁業再開に向けた組合としてのスタートにしたいとの希望もあり、現在、漁業再開を想定した検査体制のあり方について、必要な機器・人員等の具体的な項目において漁協と協議を進めている。

例を挙げると、現在、1日に20魚種程度の検査が必要となっているが、本格操業後は倍となる40魚種の検査が必要になると見込まれている。これらの検査に必要な機器・人員について漁協と一緒に協議している。現在も普及指導員、水産試験場職員が漁協の自主検査に日々携わっており、現場の意見も踏まえて対応を検討している。現在、問題になっているのは、例えば、魚をさばいて肉を取り出す前処理に労力を要することから、1kgの検体必要量を10分の1となる100gの検査が可能となる精度の高い機械の導入を検討している。要望に対して、現場で着実に進めている状況である。